

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
施行令の一部を改正する政令の骨子（案）

1. プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品の追加

燃料として利用される製品として、「プラスチック製容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）外のもの）に係る分別基準適合物を圧縮又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの」を追加する。

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

(1) 指定容器包装利用事業者に係る業種

改正後の容器包装リサイクル法では、主務大臣は、その事業において容器包装を用いる事業者であって、政令で定める業種に属するもの（指定容器包装利用事業者）による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、判断の基準となるべき事項を定めることとしている。この政令で定める業種を「小売業」とする。

(2) 容器包装多量利用事業者に係る用いる容器包装の量の要件

改正後の容器包装リサイクル法では、指定容器包装利用事業者であって、容器包装の利用量が政令で定める量を超えるもの（容器包装多量利用事業者）に対して定期報告を義務付けることとしている。この容器包装多量利用事業者の要件を「前年度において用いた容器包装の量が50トン以上であること」とする。

(3) 容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等

改正後の容器包装リサイクル法では、取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対して、勧告・公表を行い、事業の所管に応じ政令で定める審議会等の意見を聴いた上で、勧告に係る措置を命ずることができることとしている。この審議会等として、「各事業所管大臣の関係審議会等」を定める。

(4) 報告徴収事項の追加

主務大臣が事業者による排出の抑制を促進するための措置に関して報告徴収できることとするため、報告徴収事項として、「容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置に関する事項」を追加する。

3. 施行期日

平成19年4月1日

1. プラスチック製容器包装に係る燃料として利用される製品の追加

○ 概要

容器包装リサイクル法では、再商品化に該当する行為を法律上列挙しており、これらのうち燃料として利用される場合にあっては、燃料として利用される製品を政令で定めるものに限定している。この燃料として利用される製品として、「プラスチック製容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器（ペットボトル）以外のもの）に係る分別基準適合物を圧縮又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの」を追加する。

また、緊急避難的な位置付けであることを踏まえ、「容器包装廃棄物の排出抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」に、従来の再商品化手法によっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に利用することとし、その際、特に高度なエネルギー利用（※）を図る旨規定する。

（※）高度なエネルギー利用として紙製容器包装の場合より高い基準、例えば、過去の紙製容器包装のエネルギー利用率の実績平均を超える場合にのみ認めることとする。

《「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について」

（中央環境審議会意見具申：平成18年2月22日）※以下「意見具申」として表記》

3 再商品化手法の見直し

（1）プラスチック製容器包装の再商品化手法（抜粋）

- ・ 平成18年度以降5年間におけるプラスチック製容器包装の分別収集見込量と再商品化見込量を比べると、分別収集量が再商品化能力を上回る可能性があるが、こうした場合の対応として、循環型社会形成推進基本法の優先順位を堅持しつつ、緊急避難的にサーマルリカバリーを再商品化手法として位置付けることを検討する必要がある。

具体的な手法については、市町村の一般廃棄物処理施設における発電・熱利用と比較して優位かどうか等を十分勘案しつつ検討すべきである。

※下線は関係部分

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（抜粋）

（燃料として利用される製品）

第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 主として紙製の容器包装であって次に掲げるもの以外のものに係る分別基準適合物を圧縮又は破碎することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの
- イ 主として段ボール製の容器包装
- ロ 飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
- 二 炭化水素油
- 三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

※下線は関係部分

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

(1) 指定容器包装利用事業者に係る業種

○ 概要

改正後の容器包装リサイクル法では、主務大臣は、その事業において容器包装を用いる事業者であって、政令で定める業種に属するもの（指定容器包装利用事業者）による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、判断の基準となるべき事項を定めることとしている。この政令で定める業種を「小売業」とする。

《意見具申》

1 発生抑制及び再使用の推進

(5) レジ袋等無料配付される容器包装に対する対策（抜粋）

このため、レジ袋等について、これまでの小売業者の自主的な努力により達成されたマイバッグ持参率の水準を更に向上させ、その使用量を大きく削減できるよう、小売店における無料配布の抑制のための法的措置を講ずることにより、買物袋の持参を促進することが必要である。この措置の具体的な内容については実効性の確保を旨としつつ法制的な観点も含め妥当な方策を検討すべきである。

これらの措置の対象としては、公平性の観点から、利用する業態としては、スーパーマーケットのほか、コンビニエンスストア、百貨店等も含めるとともに、袋の種類としては、いわゆるレジ袋だけでなく、同様の機能を有するプラスチック製又は紙製の手提げ袋等も対象とすべきである。なお、具体的に対象を検討するに当たっては、それぞれの小売業の業態や個々の袋等の機能について、十分に勘案することが必要である。

※下線は関係部分

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（事業者の判断の基準となるべき事項）

第七条の四 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、主務省令で、その事業において容器包装を用いる事業者であって、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（以下「指定容器包装利用事業者」という。）が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に関して当該事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

※下線は関係部分

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定
(2) 容器包装多量利用事業者に係る用いる容器包装の量の要件

○ 概要

改正後の容器包装リサイクル法では、指定容器包装利用事業者であって、容器包装の利用量が政令で定める量を超えるもの（容器包装多量利用事業者）に対して定期報告を義務付けることとしている。この容器包装多量利用事業者の要件を「前年度において用いた容器包装の量が50トン以上であること」とする。

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）
(定期の報告)

第七条の六 指定容器包装利用事業者（特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。）であって、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの（以下「容器包装多量利用事業者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

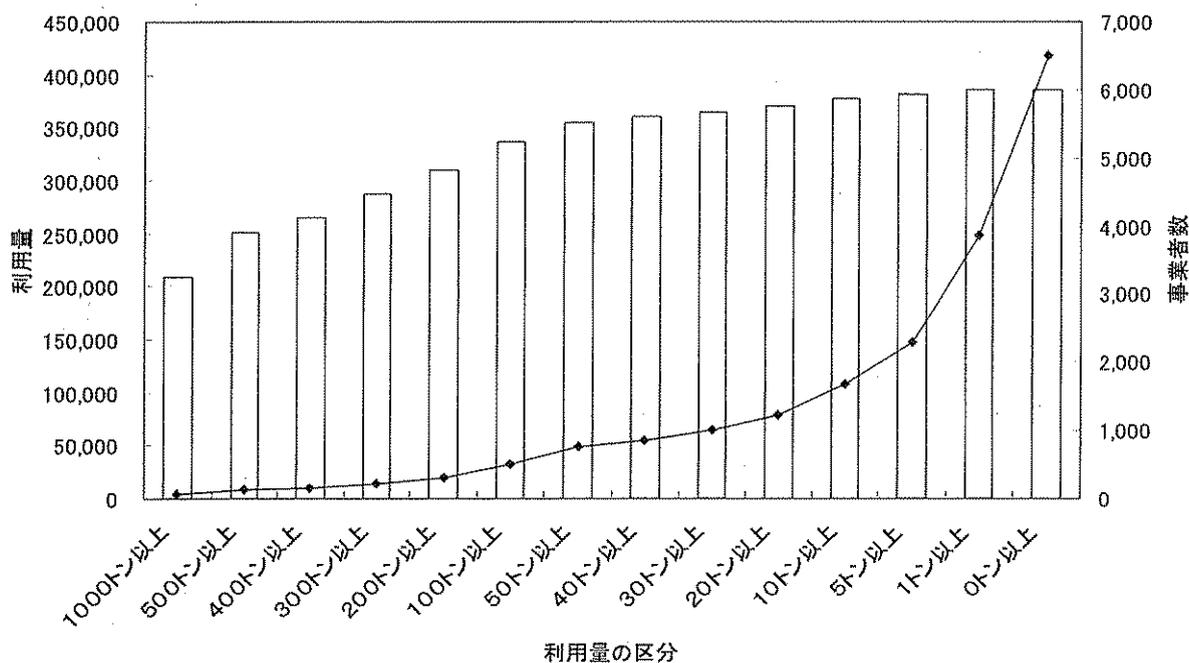
※下線は関係部分

小売業に属する事業者の容器包装の利用量の分布について

財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成 18 年度再商品化委託契約事業者リストに基づく試算によれば、小売業用途の特定容器について、利用量が 50 トン以上の事業者数は 750 社程度であり、これらの事業者の小売業用途の特定容器の利用量で小売業用途の特定容器の利用量全体の 90%以上を占める（なお、一括契約義務履行者代理人分については 1 事業者分として算出している。）。

利用量の区分	累積事業者数	累積利用量 (トン)	カバー率 (%)
0トン以上	6,492	385,956	100.00
1トン以上	3,857	385,175	99.80
5トン以上	2,286	381,134	98.75
10トン以上	1,678	376,816	97.63
20トン以上	1,231	370,352	95.96
30トン以上	993	364,515	94.44
40トン以上	855	359,717	93.20
50トン以上	755	355,221	92.04
100トン以上	503	337,072	87.33
200トン以上	305	309,330	80.15
300トン以上	218	287,536	74.50
400トン以上	152	264,574	68.55
500トン以上	120	250,368	64.87
1000トン以上	64	208,681	54.07

小売業用途の特定容器(紙・プラスチック)の利用量の分布



2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定
(3) 容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等

○ 概要

改正後の容器包装リサイクル法では、取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対して、勧告・公表を行い、事業の所管に応じ政令で定める審議会等の意見を聴いた上で、勧告に係る措置を命ずることができるとしている。この審議会等として、「各事業所管大臣の関係審議会等」を定める。

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（勧告及び命令）

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

※下線は関係部分

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

(4) 報告徴収事項の追加

○ 概要

主務大臣が事業者による排出の抑制を促進するための措置に関して報告徴収できるとするため、報告徴収事項として、「容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置に関する事項」を追加する。

《参照条文》

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況 に関し報告をさせることができる。

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（抜粋）

(報告の徴収)

第七条 主務大臣は、法第三十九条の規定により、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、その事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況につき、次の事項に関し報告をさせることができる。

- 一 特定容器を用いる商品、製造等をする特定容器又は特定包装を用いる商品の種類及び量に関する事項
- 二 その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、その回収する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法並びにその回収の委託に関する事項
- 三 再商品化義務量及びその算出の方法、再商品化の方法、再商品化の実績量、再商品化の委託に関する事項その他再商品化に関する事項

※下線は関係部分